

2022

模擬国連の探求

模擬国連会議記録集

2022 年度後期会議編

編集：何 山(日本模擬国連日吉研究会 25 期)

利用に関する注意事項

本書のうち、目次に挙げる各会議に関する章の著作権は、それぞれの章の始めに氏名を示す各人に属する。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、編集者に属する。

本書の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用はこれを認めない。

本書の利用についてご質問がある場合は編集者の何 山までお願いいたします。

連絡先：kazan2019.jp@gmail.com

編集はしがき

今回の『模擬国連の探求』には、六研究会の後期会議のフロントの皆様から各会議の寄稿いただくことができた。まず、寄稿いただいた皆様に感謝を申し上げたい。

さて、後期会議はどの研究会・支部でも基本的に年度の最後に行う会議であることが多く、今回の各会議の記録を見てもしばしば集大成としての位置づけを与えられることが多いと言える。その帰結として、そうした会議では会議そのものや参加者が辿り付くべき場所についても高い目標を掲げる傾向がみられる。

実際に、年度の代わり目の会議であるだけあり、例えば後期会議を期に引退する方、一つの区切りとする方はおそらく少なくない。そうした方々にとってはまさに後期会議は集大成であり、また新メンの方々もここまでで会議経験を積むことで確かに後期会議はレベルの高い会議になることが多いと言えそうだ。今回の各会議の記録からもそれは伺える。

しかし、それと同時に今回の会議記録の多くからは強い課題意識が感じられる。その特徴と言うべきものがあるとすれば、いずれの会議もそれぞれ大きく異なる課題について述べているように見えることだ。

これまでいただいた記録を見る限り、特に年度の最初に近い会議は、どこの研究会でも基礎的な模擬国連に関する知識、技能の習得を課題に掲げていたように見える。おそらく、それぞれの会議ごとの独自の課題を見出すためには、そうした課題がある程度達成されていなければならない。そのような意味で、今回各会議が独自の課題を見出していたことは、そうした基礎の習得が1年の間に一定程度達成されていたこと、更に進んでそれぞれの会議に固有の点への向き合い方に主な関心が及んでいることを示唆しているようにも思える。そのような観点から見れば、今回の各会議が見出した課題はいずれも大いに価値があるものと言えるだろう。

先述のように後期会議で引退とする方は少なくないだろうが、更に今後も模擬国連会議を続ける方には是非、こうした貴重な機会から得られた価値ある課題を大切にしてほしいと思う。そうして会議のたびに得られた課題に繰り返し向き合い、思考を重ねることこそが模擬国連の一層の発展のために最も重要なことの一つであると、私は考えている。

この度の『模擬国連の探求』が、読者の考察に少しでも貢献できることを願ってやまない。

目次

京都研究会後期会議『世界サミット成果文書、保護する責任』	4
国立研究会後期会議『核不拡散条約 延長再検討会議(1995)』	10
駒場研究会後期会議『マスメディア宣言』	20
日吉研究会後期会議『LAWS__自律型致死性兵器システム』	25
四ツ谷研究会後期会議『スペイン領サハラの問題』	28
早稲田研究会後期会議『国際刑事裁判所設立に関するローマ規程検討会議』	38

京都研究会後期会議『世界サミット成果文書、保護する責任』

会議監督：木村 駿太

会議概要・目的

今回の会議は 2005 年に国連において開催された国連首脳会合(世界サミット)において採択された成果文書の保護する責任(以降 R2P)に該当する部分、史実名「大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から人々を保護する責任」の部分を取った。この部分以外の成果文書に関しての変更は不可能であり、矛盾する内容の文言の挿入や変更の禁止という形をとった。すなわち今回の会議においては R2P に関連するもののみが議論の対象となり、それに関連した議論しかできない形をとった。簡単に今回の会議を表すと R2P 概念の国際社会における規範化、そして規範のライフサイクルにおける第一段階の規範の誕生と第二段階の規範の雪崩現象に係る会議ということになる。

本会議の目的は後期会議であることからある程度のその年の総決算的な意味合いをデリに提供できること、また普段においては当たり前のもので話される内政不干渉や武力不行使原則を深く知ってもらうとともに見つめ直してもらうこと、さらにそれらの中で自国としてどのような選択をし、行動するのかを見つめ直してもらうことによって自分の行動を裏付ける能力や多面的に国益や概念を理解していく能力を育むとともに国際社会は今後も続いていくことを考慮した行動をおこなえるようにまたはその観点を考慮できるようにすることを目的とした。

会議の経過、成果文書について

今回の会議においては前提を設けた。それは以下のものである。

R2P に関する文言をなくすことでコンセンサスが出ない場合、世界サミット成果文書は水泡に帰す。(実質上の成果文書採択の強制)

世界サミット成果文書の他の部分はすでに完成した状態からのスタートであり、他の文言を変更することはできない。

今回は史実のように事務局の調整(アナンやピンのようなアクター)は存在せず、最初に議長案が提示されるのみである。

フロントが改訂可能な議長進行案を提示する。

コンセンサス採択である。

採択会合後、なければ最後に首脳または代表スピーチをすべての国が行う。

以上のものを前提とした形でデリには議論を行なってもらった。

会議の経過としては事前交渉において議長進行案に沿った形において進めようとする

いわゆる R2P 否定派や懐疑派と議長進行案を改定して事実上全く異なるものにする推進派というかたちに分かれた。また推進派の中ではカナダが論点ベース進行、UK が文言ベース進行を持ち寄り、推進派内においてコンバインに成功、推進派としての案とした。この案は基本的に議長進行案から離れたくないようであった。他に US、中国も案を持っていたがこちらは議長進行案にそったものとなっていた。それ以外にある程度の方向性のすり合わせのようなことが行われたというのが事前交渉の所感である。

事前会合においては進行 TT 案が議論された。上で述べた通り、カナダ・UK 案、US 案、中国案が存在はしたものの、過半数を握る推進派によって議論が進められ、インフォーマルにおいて争点化や合意点を見出さない設計であったために何のためのインフォーマルなのかといったようなさまざまな懸念が付けられたものの結果的にカナダ・UK 案が採択される形にいたった。この進行は第 1 ステップ「議論の前提についての議場の見解の確認」、第 2 ステップ「第 1 バスケットについての議論」¹、第 3 バスケット「第 1~第 5 バスケットについての文言提案共有」²、第 4 ステップ「文言交渉」として設定され、第 1~第 3 はインフォーマルで本会合 1 日目に、第 4 はコーカスで本会合 2 日目にあてがわれた。またバスケットとしては①「保護する責任とは」、②「予防する責任」、③「対応する責任」、④「再建する責任」、⑤「今後の検討」となっていた。

1 日目は冒頭にコーカスが入ってはいったものの基本的に最後までインフォーマルの形式で行われた。冒頭の 1.2 ステップの議論において反対国は自国の受諾した義務においてという形での責任を主張し、人道危機に関しても既存の秩序を破壊しない、その枠内において何かしらの対策を考えていくことには反対ではないとのスタンスを示し、推進派は広範な責任を主張した。反対派と推進派の責任の中身に関してのギャップは埋まることはなかったものの、結果的に中身はにおいておいて、保護する責任なるものがあるらしいということ、また、人道危機に際して何かしらの対応は必要であるとの認識そのものは明示的ではなかったものの議場で共有されることとなった。だがこの認識はそもそも反対派が提示した内容によるところで交渉の結果ここに落ち着いたわけではなく、今回の会議の最初から存在していた領域であった。この後に関しては、インフォーマルにおいて何かが生み出されることも、今後の議論の方向づけができるようになっていないため自国の変更案の提示とお気持ち表明にとどまったが、これを一元管理することもなく、おのおのが WM でそれを提示するにとどまったために議場の一貫性が壊滅的で結局のところどこを議論しているのかという戸惑いや進行の不一致が顕在化するなどした。ここに対してフロントはスプシによる管理を提案したものの、これが一国の反対に遭い議場においてそれに反論もおこなわれ

¹ 進行順序としては 1.各国の論点に沿って主張 2.各国の主張に対する質問 3.各国の質問に対する回答 4.各国の主張に対する反論 5.各国の反論に対する再反論

² 進行順序としては 1.各国はバスケットに沿って文言を提案・説明、2.各国の提案に対する質問、3.各国の質問に対する回答

なかったためにこれはながれ、独自にそれぞれが文言書き出したものを共有する WM 方式のままになった。結果的に争点議場共有も妥結点洗い出しも行われなかったために次の日のコーカスにおいてはそれぞれの文言交渉において懸念の説明をやり直す形になった。筆者の総括としては空転したインフォーマルと考えている。

2日目は進行 TT 案通りにコーカスとなったしかし、方向づけがなされないコーカスであったためにそれぞれが独自に交渉をする形となった。この午前中の交渉はある方の言葉を借りると「みんなでボートを漕いでいるが船頭がおらず好き勝手に漕いでいる」状況となった。この中ではいくつかの国が提案を共有したりもしていたがどれかが主流になるということもなく各個での交渉が中心になった。しかし、反対派のインドと推進派のカナダが交渉したことなどによって屋急過ぎごろにはとりあえずのながれができたというふうになった。しかし、大きな積み残しが起きていた。それは US を中心とした懐疑派の US、中国、ロシアを積み残していたことである。反対派との交渉を押し進めはしたものの、これら3カ国は終盤にまで積み残され、US においては DR べ切の 45~30 分前に初めてまともに交渉がやってくるということになった。また、US は見える形がかつ終盤にかけて強めて、US との交渉の必要性のシグナルを発していた。当時の US はコンセンサスを破壊することにおいては数の圧力に屈する可能性は皆無であり、自国の気に入らない部分にはコンセンサスブロックを働く可能性が最も高い国であったわけであるがこれが無視されていたのはかなり危険であると考えていた。またこれを無視していた国も推進派の国であり、友好国、同盟国である国であったことも衝撃的であった。筆者としての視点では最初の方向性の定まらなさによってと最後の積み残しの大きさによって 8~9 割、場合によっては 9 割以上破綻すると考えていたし、一部のデリはそれに対する保険をかける動きも取っていた。結果的に US 等が最後の交渉で自国の気に入らない部分の削除等を一方的に飲ませることとなり結果的にコンセンサス可能な DR 提出にされた。しかし、それら調整が一切行われていない DR も同時に提出されるということになった。しかし、ディレクチェック後、後者はレディーからの公式化が行われることはなかった。

結果的になんとか DR はコンセンサスによって採択され無事に全カ国スピーチを行い会議は閉幕した。

DR は結果、私の見解としては「箱の外見は仰々しいが中身がぐちゃぐちゃで ICISS 報告から歪んだもの」というものである。以下が本会議において採択された文言である。

保護する責任

1. 国家主権は責任を含意し、各国家は、主権概念に固有の義務として、国際法上の諸原則に基づき、自国民を保護する責任を負う。国際社会は自国民の保護という国家の責任を奨励し、促すべきである。国家が上記の責任を果たす意志と能力に欠けている場合、地域的枠組みを含む国際社会もまた責任を負う。
2. 保護する責任は、予防する責任、対応する責任、再建する責任、という三つの責任を包含す

る。

3. 我々は自国民を保護する責任を果たすために、自国民を危険にさらす国内紛争およびその他の人為的な危機の根本原因および直接の原因の両方を取り除く、予防する責任を負う。国家は予防する責任を果たすための適切な努力をする必要性があり、地域的枠組みを含む国際社会は連携して、国家が予防する責任を果たせるよう、領域国の同意の下で、必要かつ適切な場合に、貧困対策および開発支援、法の支配の強化、人権確保メカニズムの構築を含む能力構築を推進することを奨励し助けるべきである。国連は早期警報能力の構築を支援すべきである。

4. 国際社会は、大規模な人命喪失や民族浄化といった切迫した状況からの人々の保護を助けるために、憲章第6章、第8章に従い、適切な外交的、人道的その他の国際法に従った平和的手段を行使して対応する責任を負う。この文脈で、国際社会は、国家が自国民を保護することに失敗し、大規模な人命の喪失や民族浄化が発生しており、平和に対する脅威又は平和の破壊に該当する場合には、安全保障理事会を通じ、憲章に則り、必要に応じて関係する地域機関とも協力しつつ、迅速かつ適切に断固とした方法で、明示的な目的のもと、集団的行動をとる用意がある。状況が許す限り、国連事務総長報告等の、国際社会全体を代表する非国家主体の報告の内容も参照すべきである。また、憲章第8章にしたがって地域的枠組み、準地域的枠組の構成国の同意がある場合に、国際社会は必要に応じて地域的枠組、準地域的枠組を通じ、集団的行動をとる用意がある。

5. 国際社会は、安全保障理事会を通して実施された集団行動の後に、当該行動によって停止または回避しようとした危害の諸原因に対処し、領域国の同意の下で、適切かつ必要な場合には恒久的な平和やグッドガバナンスの構築、持続可能な開発を実現するため、復興、再建および和解に対する十分な支援を供与する責任をとる用意がある。

6. われわれは、ジェノサイド予防に関する国連特別顧問の任務を完全に支持する。

7. 我々は、総会において保護する責任という概念の検討を継続する必要性を強調する。

1において保護する責任の内容が史実のように四つの罪に明言されていないと言えるもののこれは妥結した結果制限されないことになったのではなくお茶を濁した形になったというのが正確であり、現に最後にそのような旨を含んだ国際的に受諾した義務に関して述べたWPをスピーチにおいてインドが提出した。2においては3つの責任には言及されそれについては優劣の言及そのものはおこなわれなかった。3において、我々は文脈的に首脳がもっているのかと考えられるがその場合あそこに参集した首脳が責任を負うとも解釈できることになるという点があった。予防する責任に関して言及されていたものの当事国の同意が明記されるなど制限もついたものとなった、また何故か早期警報能力は国連がその構築を支援する立場におちいつているということもある。4.いわれる対応する責任にかんする文言であるが地域機構がかなりの権威を持った。また憲章第6・8章が言及されているが安保理に関しては集団的行動に言及してはいるものの第7章の明示的言及がなかった。5は再建する責任であるがこれは史実においては存在することがなかった要素が取り入れられた。

しかし、領域国の同意を必要とする形になっていた。

ここまで個々の要素を取り扱ったがこの決議は基本的に玉虫色の決議であったと結論づけることができる。推進派の中核は史実よりも中身を詰めるのだといい、さまざまな部分を全部載せていったがこの結果議論において内容が確定することがなくそれぞれの国が好き勝手な解釈を行うものとなった上にさまざまなものが挿入された闇鍋のような決議になった。最後の文言でフォローアップに関して触れられているものの保護する責任に関してここからそれら解釈の違いを統一していくことは極めて難しいと言わざるをえず、また内容からしてどこまで史実の今後の展開のように事務局がこの規範に関してコミットしていくのかが危ういものとなったと考えられる。これらのことから規範のライフサイクルはすでにここでもかなり厳しいものとなったと評価でき、今後どこまでこの規範が活用されるのかは非常に怪しいものとなったと考えざるを得ない。

会議総括・課題

会議の総括としては、目的としていた部分がある程度提供できた部分はあったと考えている。特に一部の新メンに関してはリサーチ能力や会議準備、議場の状況を認識することができていたように感じた。会議の内容、そのものに関しては認識のずれが発生し、優先順位を見据えることができず、1日目のインフォーマルがほぼ空転して終わり、議場をハンドリングできるものが結果的にいなかったことが、決議案が出ないまたはコンセンサスブロックによって採択されないという可能性を非常に高めることになり、かつ決議の内容は見た目こそ仰々しいが中身がぐちゃぐちゃで規範の確立と伝播、そしてこの規範が今後実効性を持つのかといった意味において非常に懸念を抱かざるおえないものとなったと考えている。またこれには自国の他国との関係性や今後の国際社会の繋がりを見通す意識が欠如していたこともその大きな要因である。

今回の会議を受けての課題としては、新メンたちに場数の違う先輩メンに対して実際のところどのように向かい合うのかといった能力構築。自国と国際社会の繋がり、今後の国際社会が繋がっていくという意識の欠如と小手先によって議場を掌握しようとするゲーム性を重視し過ぎたゆえの他の軽視といった点が目立った。これらをフロントとしては会議設計やメンターなどによってどのように解消していくかといったことが今後の課題となる部分であったと考えている。また今回は世界サミット成果文書の一部のみを切り出したの議論であり、本来はパッケージによって議論されていたものの一部をどのように扱うのかということ、またこれは他の議題においても共通するところであるが、2日という短い間における議論の収束をどのように図るのかという問題が依然として課題として残っており、今回我々が行った会議設計³やある程度の方向づけ以外にもより良い手段が存在しないのか

³ 例えば上に挙げたように議長案を示すのではなく事務局アクターを設置するという方法も筆者は検討していた。

を検討していく必要性を感じている。

国立研究会後期会議『核不拡散条約 延長再検討会議 (1995)』

会議監督：七戸 純

会議概要・目的

1970年に成立した核不拡散条約は25カ年の期限が設定されていた。この会議はNPTをどのように延長するか、または終了するかを決めるために議論が行われた。

成果文書は以下の三種類があった。

最終宣言

前回の再検討会議から会議当時までのNPTに関する事柄への評価のみを行うことが出来る。

最終宣言に将来に関する勧告などの内容を含めることはできない。第10回再検討会議がロシアの反対で失敗となったように、この文書の採択要件はコンセンサスである。内容は、前回の再検討会議から今までにおける、大論点1～3に関するものに限られる。

延長に関する決定

NPT第10条第2項に基づき、条約の延長に関する決定を行うことができる。延長形態だけでなく、延長とバーターの内容も全ての決定を合わせてパッケージで決定とすることが出来る。NPT内の内容に関しては法的拘束力を持つ。NPT外の内容に関しては法的拘束力を持たない。NPT外の内容をNPT内で議論することに関しては法的な拘束力が発生する。

採択要件は出席し投票する国家の過半数が賛成することである。ただしコンセンサスが強く推奨される。また、3案以上提出された場合は同時投票を行い、いずれかの案が過半数の賛成を集めるまで投票フェーズが続けられる。

決議

NPT締約国に対して勧告を行うことが出来る。法的拘束力はない。

採択要件は出席し投票する国家の $\frac{2}{3}$ 以上、かつ出席している国家の半数が賛成することである。ただしコンセンサスが強く推奨される。法的拘束力はないものの再検討会議において締約国の多くが認識していることとして次回以降の再検討会議で強く意識される。

会議の経過、成果文書について

会議の流れ

事前会合+交渉

- 中東
 - G.S.の調整をかなり早期に完了
- NAM
 - G.S.の調整は何とか完了
 - スタンスペーパーの調整に苦戦し、本会合まで持ち越し
 - エジプトインドネシア間で交渉を重ねる
- N5
 - G.S.の調整完了
- 無期限延長派
 - G.S.の調整完了
 - Canada案のスポンサー確保
 - 中間派への個別交渉(主に USA)

- 諸派
 - 原子力安全
 - IRLが中心となってG.S.調整完了
 - 欧州連合
 - FRAが中心となってG.S.調整完了
 - うまくSWEがCTBTやFMCTの話を盛り込む
 - 軍縮色を強めにできた
 - 日韓米
 - 冷戦後もUSAの関与を必要とするグループ
 - JPNが中心となってG.S.調整完了
 - USA=EGY
 - 少なくとも交渉可能アクター同士であることを周知させた
 - 実際に読まれなかったのが残念

一日目

- 中東関係
 - エジプトとイスラエルの直接交渉を中心として話し合いが急速に進んでいた。
- 一般交渉
 - N5はカナダがきっかけ役になって、自国案を提示する
 - UK,US,FRA,カナダでN5案を役割で分担し、窓口や変更を分担
 - SWE案はIRL,MEXなどとも交渉し第三極を形成
 - SWEはN5のほうにもって行き、コンバイン含めて2日目へ持ち越し

二日目

- N5
 - スウェーデン案とUN案をベースにNAMに働きかけていく
 - FRAがAUSを詰めて、南太平洋問題を働きかけ
 - ここで中東を含めた全体交渉に
- 全体交渉
 - NAM案がベースで討議が始まる ファシリは SWE, ZAF
 - 主にN5はアメリカ中心、NAMはエジプトとDPRK(?)が中心に討議 →これでいいのか
 - その間もFRAが個別交渉を持ちかける
 - エジプトの核廃絶文言に UK,US,FRA激怒、退席をちらつかせる
 - FRA,CHN,RUSにNAMとの間に入るよう指示
 - この段階で18時
 - 中東問題に進展がみられた段階で、業を煮やした DPRKがコアグループ設置を要求
 - コアとは言いながら結局全カ国が後ろに集まるだけ NAM案で引き続き討議するが、廃絶などの文言をめぐってまとまらず
 - 時間がない状態のまま、デッドラインを迎える
 - SWEが最終宣言案を隠し持って提出
 - フロント案が出る寸前で、メキシコが延長に関する決定を提出
 - 中東問題もまとめ、IRQにより決議提出

デッドラインぎりぎりになって駆け込みが多発

SWEが抜け駆けに近い形で最終宣言案提出

MEXがフロント案よりも自国有利に持っていくためか延長に関する決定案を提出

IRQからも中東決議案提出

デッドライン迎える

SWE最終宣言案の特にCTBTの記述 深刻な憂慮等の文言が存在し、USとFRAが否決

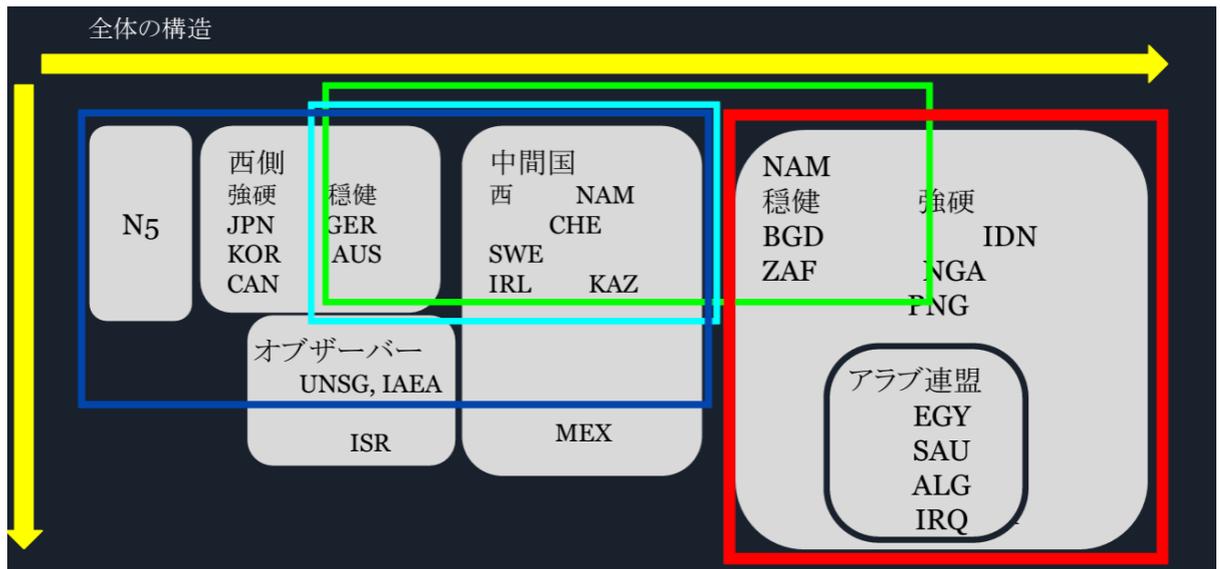
MEX案 コンセンサスへの努力確認で反対多数

IRQ案は問題なく進行

こっからチェックやらなんやらでわからないが、EGYの文書を元手として最終的には CAN, IRL案でまとまる

会議の構造

縦軸は下に行くほど特殊な国益、横軸は右に行くほど条件強化のスタンスを示す。



中東の構造

- ISR, アラブ諸国, P5の三者構造
- うち2つに都合のいいものはあっても
全て都合のいいものはない(はず)
 1. 会議までの状態
 2. 史実の中東決議
 3. 今回の中東決議
- 中東諸国はかなり早い段階で決議の内容を
まとめることが出来た
- 最終的に軍縮より早く妥結したことで
NAMが中東と中東に無関心な国とで分裂
することがなくなった
- 史実とは大きく異なるも非常に良い動き

NAMの構造

- 基本的にはこの三者構造
 - 分野によっては動き得る
- 史実
 - 三者とも分裂し、各個撃破された
- 今回
 - アラブ連盟が早くに妥結
 - SWEを中心とする第三極がNAMの一本化を促進
 - EGY, PRKを中心にまとまる
 - 史実よりも強硬に
 - 本当にこの二ヶ国がまとめるので良かったのか
 - シッティング序盤はEGYが単騎で踏ん張る
 - 個々の分野に国益がある国の存在感がない
 - 最終盤の代表者会合に何故声をかけられなかったか

NAM
 穏健 強硬
 BGD IDN NGA
 ZAF PNG PRK
 アラブ連盟
 EGY
 SAU
 ALG
 IRQ

N5+アメリカのゆかいな仲間たちの構造

役割

基本的に同じ方向で動く

史実

早い段階でまとまってカナダに案を託した

今回

早い段階で団結できていた → 若干、事前会合では FRAとUSがリード

FRAがUKを使い、USがCANを使って窓口役にする → 分かって使われたのか、分からないままに使われていたのか

それ以降はFRAが前面に出てくることなく、US,UKが前面に

NAMとの間で詰まった時に、RUS,CHNが強制的に動員される状態

NAM&中東とのぶつかり合いになって、結局 N5の数か国で最終宣言をもブロックする形に

中間国の構造

最初にIRL,SWE,CHEを中心に原子力安全組でまとまる

無条件無期限延長案を阻止すべくMEXがSWE,IRLに接触

SWEを中心に第三極を形成

結果として、無条件無期限延長派をやすやすと通さなかった。

しかしNAMが一本化されることによって、ZAFとMEXが引き抜かれてしまう

結局UNとともにSWE案はベースとなって使われる。

西側の構造

US、UK、FRAの核兵器保有国組

それ以外の非核兵器国組

JPN、KORの反PRK組

IRL、SWEの中間国組

FRA,GER,SWEのEU等多数

今回

中間国組を除けば基本的にはN5の統領が仕切る形になった。なのでSWEの第三極にのるかそうでないかで別れた感じ

特に反PRK組は相当押される形に→KOR枠組みのところはしがみつきたかった

公式文書評価

SUMMARY RECORD OF THE 1st MEETING

全体として良い公式発言だったと思われる。

グループスピーチが書面のみに終わったことは非常に残念だが、ほとんどのグループが当日までにまとめることが出来たことは調整がうまくいったことを示すだろう。また個別のスピーチでは、グループスピーチで載せられなかったことを補完する形で自国の求めるものを端的に示すことの出来ているものも十分に見られた。

Working Paper.1 by Non-Aligned Movement, Stance Paper

各論点に関する NAM のスタンスを記している。内容としては強いものの意外感はない。強いて言うなら安全保証の字を間違えているところ。(×安全保障)

問題はタイミングである。この WP は交渉がある程度進んだタイミングで出されており。グループスピーチで大まかなスタンスを出している以上、改めてスタンスを発出すると否が応でもこれまでの交渉を反映しているとみなされる。この WP ではよりスタンスが具体的になっている関係で、NAM はこれまでの交渉を反映せずに頑なな態度を示していると思われかねない。実際 N5 はこの WP に対する非難声明を出す寸前だった。(それはそれでやり過ぎではあるが。)

SUMMARY RECORD OF THE 2nd MEETING

全体として前日の非公式討議に関する言及が多かった。ルール上可能であることと、外交関係上望ましいかどうかは十分に検討しなければならない。特に WP1 を踏まえると、無期限延長派と複数延長派の相互攻撃は、外から見られた際に互いの交渉態度へ疑問符をつけられかねないことを理解すべきである。

Working Paper.2 by Secretary-General of the United Nations

前日の議論の多くを開示するような内容であった。各国に現在のグループ形成等がどのようになっているかを示したという点では成果はあるだろう。しかし、事務総長自身が議論の障害をしたと認めるような内容を外に流すことの妥当性は十分に考えるべきであった。公式発言において事務総長を非難する内容はなく、匂わせているのは IRQ だけであることを考えるとそこまで大きく反応する必要はなかったように思う。釈明と謝罪をしたとしても非公式の場で問題なかっただろう。

Draft declaration sponsored by Sweden

内容が非常に少ない。史実の主要委員会の報告書や他の都市の最終宣言を見ればわかるが、基本的に最終宣言は 200 個前後の文言が並ぶ非常に緻密なものである。SWE 目線にお

ける内容は考えられているものの、これであれば WP や Resolution での採択も可能であったと思う。(Resolution で出すことはレビュー執筆中に思いついたので選ばなかったことは問題ないように思う。)

Draft decision sponsored by Mexico

位置づけとしては非常に意味があるように思われる。まず、史実の議長草案についての評価について述べたい。そもそも議長草案とは何なのか。Sponsored_by_Sri_Lanka ではなく Sponsored_by_the_President である意味を考えたい。これはつまり、史実でも議論が発散し、かつ大使同士の議論では結論が出ないために究極の妥協案としての体裁のために提出され、さらに投票を行うことなく可決されたと考えられる。これは 1975 年の再検討会議の最終宣言がコンセンサスで採択されながらも議長案であったばかりに内容が薄く、数多くの解釈宣言が付されていたことから分かる。つまり、どちらにせよ交渉が延長されるとしても、大使から提出される方が議長から出されるよりもまじだと評価できる。

Working Paper.3 by Mexico

手続き上取り下げた Draft_decision_sponsored_by_Mexico を世に残すために提出された WP となる。

史実並びに採択された決定との差異は多々あるが、非同盟運動諸国に配慮した内容であるといえる。Draft_Decision_by_MEX から現実的にブラッシュアップされており、公式文書だけを見る限り議論途中の決定案のように見える。

Working Paper.4 by States relevant to the Middle East Resolution

中東決議と延長に関する決定のリンケージを強調する内容である。採択前に前スポンサーによって表明されていることを考慮すると、事実上の友好的修正と考えることもでき、中東決議の正当性を高めているといえる。

Working Paper.5 by Japan, Republic of Korea and International Atomic Energy Agency

北朝鮮の査察拒否に関する内容である。枠組み合意の当事者である USA が共同提出国にいないという点でこの文書の正当性には難があるといえる。

Decision sponsored by Canada and Ireland

この文書が延長に関する決定として採択された。ここでは史実の決定 II・III と比較して評価する。史実と同じ文言の評価は諸文献に任せされたい。

普遍性

史実では条約の普遍的な遵守は緊急の優先事項であるとされていたが、本文書ではこの評価がない。但しそれ以外は同等である。

核不拡散

史実にはない多くの文言が入った。核不拡散の主文 1 は枠組み合意や、近年でいうところの核合意が対象となるだろう。NPT の締約国であれば第三国も関与することが正当化される。保障措置の主文 2 と合わせて核開発をしている国の告発が行われやすくなると考えられる。

主文 3 では軍縮・不拡散教育に関する内容が盛り込まれており、非常に先駆的である。ただし、国連で議論が行われたのは主に 2000 年以降からであり、決定に乗せるほど実際の議論がこの時期になされていたかは不明である。

主文 4 では事実上拡散に対する安全保障構想の先取りである。PNI は 2003 年に R.ボルトンが提唱したものであり、議論変遷に関する評価は主文 3 と同様。ただし、今回文言として入ることで中国・インドネシア・南アなどの PSI 反対派の急先鋒に影響が出るだろう。

核軍縮

史実にはない多くの文言が入った。特に核軍縮の主文 4(a)、(b)において質・量ともに更なる核軍縮を行わなければならないという規定は史実よりも大きく前進しているといえる。「開発モラトリアム」という言葉は、質的軍縮における具体的措置としてほとんど新しい概念であり、この分野について核軍縮の規範を大きく前進させるものであるといえる。

主文 2 では核軍縮と核不拡散の関係を再度規定するものである。また、主文 4(d)では僅かではあるものの核実験に関する一方的行為が史実よりも強くなっている。

非核兵器地帯

ほぼ史実と同様の文言となっている。ただし、非核兵器地帯の主文 1 において締約国は積極的な支持の代わりに漸進的な交渉努力を行えば良いことになる。これは核兵器国の議定書への署名に対する規範を弱体化させようだろう。

安全保証

S/RES/984 に関する言及が前文に移った他はほぼ史実と同様の文言となっている。ただし、ここでも締約国間の不平等性に言及している。

保障措置

史実にはない文言がいくつか入った。なかでも保障措置の主文 1 と 7 の解釈が難しい。核弾頭から取り外された核物質は通常以下のような変遷をたどる。

核弾頭→貯蔵→①貯蔵のまま

→②最終処分

→③平和利用への転用

これら文言を字義どおりに解釈すると①と②では非核兵器国に対して行われている包括的保障措置と同等のものが適用される。③では平和利用になった際に自発的保障措置に格下げされることとなり、実際的な運用上一貫性がない。また、自発的保障措置協定は保障措置である以上、条約に定められた保障措置であるとの言い訳は、NWS がこれまで NWS には保障措置は必要ないとの宣言と反する。ただし、本文書において何度も不平等性が言及さ

れている以上、NAMに押し切られたとも考えられる。いずれにせよ、解釈がどちらもできるため、NWSがこれをもってどの様に運用するかにかかっているといえる。

主文9は1993年にIAEAより93+2計画の一環として出されたUniversal_Reportingの内容を追認することを意味する。これは保障措置強化の流れにお墨付きを与えることとなるだろう。

平和利用

史実になかなか多くの文言が入った。特に原子力安全条約に代表されるようなIAEAを交渉の場とした平和利用に関する条約が多く好意的に言及されている。これは諸条約の改正作業や批准について大きな後押しとなると同時に、平和利用におけるNPT=IAEA体制への肯定的評価と考えられる。

主文8、9、14を始めとして環境への影響について言及されている。1990年代より影響力を強めてきた予防原則につながる考えが反映されていると解釈できる。NPTにおいてこの流れが強調されることは周辺分野への後押しになると考えられる。また、海洋投棄に直接的に言及している点は1972年ロンドン海洋投棄条約の1996年議定書の交渉を活発化させると考えられる。

核不拡散の文言と合わせて平和利用の促進が強調されたといえる。

再検討プロセス

主文3に史実における「毎年」の記述がないため、準備委員会は本会合の3年前に開かれるものの、その後開かれることはなく再検討会議ごとに一回だけである。

実質事項について言及できるようになったものの、これまで再検討会議ごとに3回ずつ開かれていた準備会合の回数が減ったことは再検討プロセスの明白な後退である。会議前・会議中の議論過程からも全く不自然な文言であるため、実際の運用上はそれまでの準備委員会が前年に開かれていたことを拡大解釈し、本会合の1年前から再開すると思われる。ただし文言上は直接導かれうるものではないため、かなり無理がある運用になると言わざるを得ない。

延長問題

無期限延長おめでとう！

その他

IAEAに関する協力を求める類の文言が入らなかった。それ自体がIAEAの権威を貶める物にはならないが、史実の「国際原子力機関の権威を弱めるようなことは一切行ってはならない。」のような文言が入らなかったことは最後までPRKを議論の中心においた弊害と言えよう。

[Resolution sponsored by Algeria, Egypt, Iraq, Saudi Arabia, Russian Federation, United Kingdom and United States of America](#)

史実の中東決議に相当する決議である。ただし内容は1995年における内容よりも2010年

の中東会議に関する文言に近くなっている。

史実は NWS、アラブ諸国、ISR のうち ISR が割を食う内容であった。しかし、本文書では NWS が関与するように記載されており、その影響は非常に会議に対して大きな影響を与えた。

[Working Paper.6 by Democratic People's Republic of Korea](#)

PRK による延長に関する決定の解釈宣言である。ただし、前文 3 は前述のように決定上で認められた行動となった。

[Working Paper.7 by Australia, Bangladesh, Ireland, Japan, Nigeria, Republic of Korea, United States of America and International Atomic Energy Agency](#)

WP6 に対応する内容である。前述のように、延長に関する決定に IAEA の正当性に関する文言を入れられていないことを取り返そうとした内容であると考えられる。しかし、PRK 以外にも連名していない国が数多くいることは、他にも IAEA の正当性について多くの国が疑問視していると読まれかねない。

会議総括・課題

最終的に NPT は延長された。交渉時間が少なく、細かい点のミスは散見されたものの、延長に関する決定自体はほとんどすべての分野で強化された。NPT の実効性は高まったと言えるだろう。

また、中東決議は 2010 年における中東会議の内容に近いものとなった。将来的には ISR、アラブ双方が席を蹴ってお互いを非難し合うことで国益を得るだろう。

参考

BG:

[distribution_1103_BG_Revised.pdf](#)

勉強会レジュメ:

[distribution_1117_勉強会レジュメ.pdf](#)

会議の公式文書はリンクを添付している。実際の内容はそこで確認されたい。

駒場研究会後期会議『マスメディア宣言』

会議監督：四宮 実彩

1. 会議概要・目的

今会議は「せんしばんこう」というコンセプトのもと、設計した。この千思万考は「千思万考」「千紫万紅」「戦士蛮行」の3つの意味から成る。

一つ目の「千思万考」はデリにたくさん考えてもらうことが趣旨だった。

会議に参加する時に思考をしない人は少ないだろうが、もっと考えてほしい、という意図からこのコンセプトにした。特に、戦略段階において、大まかな方向性を考えるだけでなく、どの国とどんな内容についてどの段階でどのような形態で話すかまで詳しく考えてほしい、というのがこのコンセプトの趣旨であった。しかし、議題理解や文言の理解などに時間を取られ、達成できたデリは少数であったように思う。

二つ目の「千紫万紅」は植物が巡り巡るように今会議がデリにとって次に繋がる会議であってほしい、という意図が込められている。レビューを含め、参加してくださったデリが今後役に立てていけることを意識してアプローチした。参加してくれたデリにとって、今後生きる会議であったら嬉しい。

三つ目の「戦士蛮行」は蛮行をしてほしいという意味ではなく、当たって砕けろ！という意味で、とりあえず行動を起こしてみしてほしい、というのが趣旨である。会議での具体的な見通しがあるにも関わらず、自信がなくて動けないことが度々あるだろう。ただ、その殻を破ってとりあえず行動してみしてほしいと思った。これを体現することができたデリは少数であったように思う。ただ、実際の行動に結びつけられるようなサポートにかけていた私の落ち度も大きい。自信を持って会議で行動を起こしてもらえるようなサポートをもっと出来たら違ったかもしれないと思うと悔しさが残る。特に新メンが多い会議だったので、皆に自分から行動してもらえるような会議にしたかった。

ここからは議題と会議設計について軽く紹介する。今会議の議題はマスメディア宣言であり、ユネスコ第20回総会を模擬してもらった。20回総会は史実ではマスメディア宣言が採択された会議に当たること、19回総会までに議論が繰り返されてきたが、根本的な対立の構図が明らかになり、合意には至らなかった背景を踏まえ、オールコーカスの会議にした。また、個人的に「戦略的に議論議論を使う」方法を思い描けなかったこともオールコーカスの会議にした一要因である。議論議論を戦略的に使うと言った場合、特定の議論をモデの論点から排除する、モデの論点の組み方を自国の議題の捉え方に依拠して作る、の二つの方法

が考えられると思った。ただ、モデから論点を排除することは会議から争点を排除することにはつながらず、交渉段階でその対立について話し合うのであれば、有効な手法ではない。また、自国の議論の捉え方に依拠してモデの論点を組んだ場合、別の議題の捉え方をする国から指摘があり、結局はあまり戦略的に議論議論が使われないのではないかと思った。そのため、議論議論の時間をあまり作らず、最初から実質的な議論、交渉が行えるような会議づくりに専念した。

2. 会議の経過、成果文書について

事前交渉の段階から 1 日目の議論及び交渉の進行方向について話し合われた。ただし、会議設計の段階から議論議論をしてほしいとは思っていなかったため、この議論が長引くことを懸念して、フロントが議論の整理を行った。

・1 日目グループ内調整、二日目シッティングでの争点の洗い出し

これはユーゴがグループ内調整を事前交渉の段階である程度終わらせることができているならば、グループ内調整をしつつ、他の陣営との交渉も同時にできると考えていたため、提示された。ユーゴが意図した使い方はされなかったが、この案が採択はされなかったものの、この後の会議展開はおおむねこの案のように進んだ。

・争点の洗い出しをするシッティング

・文言ベースではあるが、議論を行うシッティング

これはポーランドからの質問を受けて、議場に提案されたユーゴの案である。この形式の議論が行われていた場合、二日目の交渉段階で行われたような議論が会議の冒頭からなされることとなり、対立が議場の中で顕になる。これは 19 回総会までと同じ流れであり、究極的には決議を採択しないことも視野に入れている東側にとって、有利な会議展開であったと言える。

・何も縛りなくアンモデ

これは西ドイツから提案された進行である。上記のユーゴの議論をするシッティングを受けて提案された。上記は東側にとって有利な会議展開であり、西側が今会議で会議を採択しない、また交渉に応じなかったというポーズを取らないようにするためには会議の序盤から議論することは避けたく、提示された案だろう。結果、この案が採択された。

この後、縛りなくシッティングが始められ、当初は交渉したい国との交渉が一部では進められたが、あまり盛んな交渉とはならず、グループ内調整に落ち着いた。議場には

・西側

今後の妥協の方針などを含めて、戦略の調整をしていた。一部の第三諸国との交渉も行っており、第三諸国が行おうとしている交渉がうまく行かなかった時のための DR を西ドイツからの提案のもと、US、スーダン、エジプトで作成していた。

・ 第三諸国

交渉の土台をなる文言を作成していた。ただし、この段階で第三諸国でのボトムを決め切ることはできず、二日目の交渉段階で足並みが揃わない結果となった。

交渉の土台としての第三諸国のトップに近い文言を軽く調整した後、西側と東側との交渉の結果、このラインに落ち着けようというボトムの文言の調整まで行うことができなければ、東側が盛んに交渉を仕掛けてきた場合のリスクヘッジになったと思う。東側に近い動きをしていたイラクがトップを持っていこうとする動きを先導しており、最終的にNAMの文言がトップに近い文言になった。そのトップを作ってどうしていくのかを考えられている西側よりの第三諸国がいたら、トップのみを揃える動きを止められたと思う。

・ 東側

第三諸国との交渉をしたいが、第三諸国での調整中だからと交渉を阻まれ、以降積極的に交渉を仕掛ける行動はしていなかったように思う。ただ、イラクやアルジェリアと話をするものの、第三諸国での動きを確認するに留まり、交渉内容や交渉の仕方などへの具体的な言及はなかったように思う。東側は1日目に提出するDRをソ連、ポーランドの二か国で作成していた。

個人的にはこのタイミングで、東側と第三諸国の東側が接触し、西側との交渉のハードルが高いように見せるなどの交渉があっても良かったと思う。また、マスメディア宣言に効力を持たせるため、第三諸国が西側との交渉を優先することは容易に考えられる。そのため、東側は交渉テーブルから落ちこまないよう、常に第三諸国にアプローチする必要があった。今回は西側が東側を交渉のテーブルから落とそうとする動きをしていなかったので、盛んに交渉を仕掛けなくても、交渉のテーブルから落ちてしまうことはなかった。

しばらく、わかりやすく陣営ごとに別れ、グループ内調整をしていたが、第三諸国の交渉のベースにする案がまとまり、その文言をベースに交渉を進めていくことが決まった。ユーゴ案をベースにコメント付けしていく形態だったが、西側は自国が受け入れられないものに対して懸念をつけていく形になったのに対し、東側は自国のボトムを割ってはいないが、まだ折れる予定ではなかったライン(NAM案)に懸念をつけていく形になったため、NAM案より引き上げていくのが難しい展開となった。また、NAM内でシオニズムに関わる文言を西側に見せる前に削除しようとユーゴが画策していた。西側を交渉の土台にあげるため、DR提出前の段階でシオニズムの文言は削除されることとなった。この後、交渉できるところから交渉していこうという動きが主流になり、東+第三諸国、西側+第三諸国の構図に別れていった。

・東+第三諸国

西側の妥結ラインよりも高いラインを目指して東側がコメントしているとイラクが指摘し、一旦、東と第三諸国の交渉はそこまでになった。

・西+第三諸国

シオニズムの文言レベルでの扱いについて方向性が定まった。

このタイミングで、東+第三諸国は交渉する第三諸国がいなくなってしまう、西側との交渉に行ってしまったため、事実上なくなった。東側が西側の交渉に合流したことで全体での議論が始まった。

1日目のDR締め切り段階で提出されたDRは2本で、第三諸国と東側諸国から提出された。この段階で、第三諸国が提出したDRにはメディアにおける国家の責任についての記載はなく、メディアの責任のみへの言及だった。また、交渉を受けてシオニズムに関わる文言は削除されていた。さらに、新世界情報秩序についての記載があった。諸人民の権利についての記載もあり、基本的には第三諸国のトップそのままであった。東側諸国が提出したDRには、国家の義務の文言に関わる文言など、東側諸国のトップとして譲れないものが特筆して書かれていた。

2日目、シッティングの動きは出ず、1日目に続く形で全体交渉が行われた。

全体を通して西側の前提の上で議論が行われていたが、それに対し指摘するような国はいなかった。メディアにおける国家の義務は全体交渉段階から交渉の土台にはなく、メディアの責任についての議論は「メディアの責任と表現の自由を両立させるのが難しい」という前提のもとで議論が行われていたため、西側が表現の自由の大事さを訴えることで東側が劣勢になってしまった。また、サポートに関わる議論では、アメリカからの強い意見がなく、完全に第三諸国の主張がそのまま通る形で収束した。新しい枠組みを作るためのサポートが行われるべきと書かれてしまい、西側諸国にとっては痛手だった。西側諸国、ひいては国際社会全体の財源でもあるアメリカの国益をもう少し意識した会議行動が各国必要だったのではないかと思う。

以上のようなAM交渉が行われていたが、最終的にAMが提出されることはなく、交渉途中でまとまらず、次回21回総会に持ち越しになったように見える。

また、ソ連のAMが提出されつつも、ユーゴスラビアからの撤回で落ちていること、また西側が提出したWPとソ連が提出したWPの内容が一部被っていることから、西側と東側を含めた交渉が行われたが、マスメディアの責任、及び国家の義務に関わる争点で妥協点が見つからず、次回に持ち越された。

しかし、残念ながら残された争点の一つしかないので、パッケージでの交渉ができない。

また、西側、東側がこの争点を単体で譲るモチベーションはないことから、21 回総会以降、マスメディア宣言を西側も東側も妥協できる形で交渉を行い、採択することは非常に困難である。マスメディア宣言採択にモチベーションがあるのは主に第三諸国なので、第三諸国の国益が削られた結果になった。

3. 会議総括・課題

会議を通して、難しい議題ながらデリの皆はしっかり議題理解に時間を割いてくれ、議論が全く分からないというデリがいなかったことは一つの成果だと思う。ただ、先の議場の展開、終わり方を意識して動いていたデリは少なかったように思うので、これからの課題にしてほしい。今回の会議がデリの皆にとって挑戦の場になり、成長の糧になる会議であつたら本望だ。会議を総括して、個人的にはマスメディア宣言を題材に後期会議を作つて良かったと思う。協力して下さったフロントの皆、参加して下さったデリの皆には感謝しかない。

日吉研究会後期会議『LAWS__自律型致死性兵器システム』

会議監督：鬼塚 優希 議長：宮宇地 梨音

○会議概要

「現存しつつある兵器」と言われる定義すら未定の LAWS、自律型致死性兵器システムを如何に規制してゆくか、を目的とした GGE を模した会議であった。すでに LAWS に含まれる兵器システムを開発している国がいる中、そのシステムの規制を望む世論の拡大もあり、大きな対立が存在する。この大きな対立を如何に埋め、コンセンサスで来年度以降の議論に資する「報告書」を作成できるかが、参加国に問われていた。

○会議設計のねらい（目的）とその反省

会議を作成した際に重要視した点は、

- ① 新メンが来年以降も模擬を続けられるよう、モチベーションを持たせること
- ② 後期会議らしく、一年の集大成という雰囲気に参加者に共有してもらうこと
- ③ 新しい試みを入れ、会議設計を「おもしろい」と感じられるようにすること

の三つであった。

一つ目が究極的な目的であり、以下②-④はそれをサポートするものであった。以下に②-④の詳説と反省を記す。

まず②について。

モチベーションを持たせるために、簡単に国益や見据えたい会議の帰結、理想的な報告書の内容が見えない「難しく」、「ゲーム性のある」議題を選択した。簡単に答えが見えないからこそ、時間をかけ様々なアプローチを試みながら会議準備を進めてくれたデリが多く、新メンに考えるきっかけを提供できたのでは、という所感。しかし一方で、既に後期会議以前から模擬国連に対しモチベがなくなっているデリに対しては良いアプローチではなかったと感じる。彼らに対してはより答えの見えやすい、具体的な道筋を示すべきだと実感した。彼らには、メンターを用いつつ道筋を見つける手伝いをした...ができていたかどうかは自信がない。研究会会議において「難しい」議題を選ぶことのデメリットはここにあるだろう。

次に③について。以下に三点挙げる。

- 新しい試みとして、Twitter・PRESS を活用させ、世論の動きを模擬国連に持ち込めるよう工夫した。これにより、非公式討議での発言や行動について Twitter・PRESS という公式の場所に報告されてしまうため、各デリは非公式討議においても常に公式討議と同様の緊張感と責任を持って発言をする必要があった。
 - 公式討議を全カ国に強制する従来のやり方は、戦略的に用いられていないスピーチを許すことになるため問題だと考え、各論点において戦略的にスピーチを行いたい国のみを取ることにした。目的と手段は正しいと思うが、実際の会議では大論点 1 において戦略的でない、本質をついていないスピーチが大量に行われ、デリの集中力も切れていたように見えた。要因は、メンターにおいて、期待しているスピーチの在り方についての共有が甘かったこと、スピーチ希望国が多かったのなら臨機応変に対応を変え、集中力が継続するよう工夫すべきであった。
 - スタンスペーパーを会議一週間前に提出させることにした。この目的は、無駄な議論（「あなたのスタンスなんですか？」というスタンスを聞くだけの議論）を避けるため、そして会議当日までに自国のスタンスを確実に言語化することで国益を組み立てやすくなること、そして他国理解の足掛かりにすることで戦略を精緻化できるようにすることであった。結果的に、この制度によるデメリットは見受けられなかったため良かったと思われる。しかし一つ反省点としては、このスタンスペーパーは従来のスピーチの代わりに働きをすと言っても過言ではなかったため、スピーチの使い方も含め、公式の場での意見表明をどのように戦略的に用いるのかをもっと考えてもらえるようにできたかなとも思う。

○議論の経過（モデ・インフォーマル）

本会議の議長を務めた宮宇地が会議後に記してくれたモデ（インフォーマル）の反省を以下に添付する。

<https://docs.google.com/document/d/1UdG1WG6ynFdw7JcdfSu-ApFBrZQe41zcFWUumkBrN2Y/edit?usp=sharing>

○会議の経過（アンモデ・コーカス）、成果文書について

成果文書は結果的にほとんど進捗の見られないものに留まり、この結果は LAWS の開発技術が進展していることを踏まえると議論の後退を意味すると言っても過言ではなかった。

要因としては、報告書を強めたいはずの規制積極派（NAM 等）の国益設定が甘く、国益のグラデーションがなかったため妥協点が見出せていなかった点にあると考えられる。またアンモデの時間が足りなかったことで、ただでさえ合意可能領域が狭まった中で、交渉し尽くされることなく揉めた文言をそのまま消すということが行われたためであろう。

○会議総括・課題

目的とそれに対する反省は上記に記載のとおりである。

課題として挙げられるのは、デリとフロント双方がメンターの使い方を見直すべき一、というところだろうか。フロントがいくら議論想定を行い、会議設計にこだわっても、その意図やら期待する行動、持つ意識をデリに共有できなければ、その努力は十分には発揮されない。

総括、たくさんの新メンが、この難しい議題に取り組み、多くの時間をかけ悩み抜いてくれたのを見て、考えるきっかけを与えられている気がして満足しています。反省点は上記に挙げた通りありますし、参加してくれたデリの方からご指摘も頂きましたが、大切なのは会議設計においても議論想定においても考え抜くこと、そして常に目的意識を持ち続けること、その後にそれを（もちろん隠すべきところは隠して）デリに余すことなく共有することであると。

四ツ谷研究会後期会議『スペイン領サハラの問題』

会議監督：井上 寛隆

1. 会議概要・目的

1-1. 議題解説

スペイン領サハラ（現在の西サハラ）問題は、端的に言うならば現在の西サハラ地域（サギア・エル・ハムラとリオ・デ・オロ）の帰属を巡る問題である。この議題はスペイン領サハラからのスペインの撤退が決定した中で独立するか、モロッコ及びモーリタニアによって併合されるかが最大の争点であり、自決権や条約法、ICJの勧告的意見の性質についての議論など広範な議論が展開される。また、国連史上最も票が割れた会議の一つであり、採択フェーズにおいて様々な投票行動が見られることもこの会議の特徴である。なお、今回の会議でも模擬国連に適応できる形にマイナーチェンジした上で、先議権、投票延期動議、分割投票、実質投票毎の退席などできるだけ史実に近い投票行動が可能となるよう会議を設計した。

1-2. コンセプト解説

本年の四ツ谷後期会議のコンセプトは「Creation」であった。

後期会議は、言うなれば研究会の一年を総括する締めくくりの会議である。今まで会議に参加することで吸収してきた知識やノウハウを結集させ、後期会議という舞台上で各々のデリが考える「模擬の姿」を体現してほしいという願いをこのコンセプトに込めた。また、今までの会議を振り返ったうえで、今年で活動で挑戦したり、悩み抜いたりしてきた中で得てきた経験と知識を発揮させる場を作ることによって、模擬国連という活動を意味あるものにしていきたいという思いもあった。

<基本情報>

議題	Agenda Item 23 Question of Spanish Sahara スペイン領サハラの問題
議場	第30回総会（2435th PLENARY MEETING）
決議番号	A/RES/3458[A], A/RES/3458[B]
議事録	A/PV.2435

設定日時	1975年12月10日
使用言語	公式討議/非公式討議/決議 国連公用語/日/日
使用可能データ	1975年12月9日まで リサーチソースとしての超過は可能

2. 会議の経過、成果文書について

2-1. 事前会合

まず、今回の会議は扱う論点があまりに広範に及ぶため、討議内容をオープンアジェンダとして設定した。その上で事前会合における論点 TT 案採択まで過程を追いたい。

事前会合においては4つの論点 TT 案（モロッコ/US 案・スペイン案・エジプト案・アルジェリア案）が前もって提出されていた。事前会合はコーカスを中心として展開され、モロッコ側はモロッコ・スペイン・フランス・エジプトが論点 TT のすり合わせを行い。アルジェ側は自陣営内の不動票を固めていくことに注力していた。モロッコ側はユーゴスラヴィアなどを使ってアルジェ側との交渉を試みるもあまりうまくいかず、陣営間で議論が二分されているような状態が継続した。事前会合終盤でコンバインする動きこそあったものの、最終的にはモロッコ/スペイン/エジプト案（モロッコ寄り）、ユーゴ案（アルジェリア案よりも穏健的であるがアルジェ側）、スウェーデン案（ユーゴ案のマイナーチェンジであり、ユーゴ案よりも若干モロッコ寄り）が提出され、過半数採択によって最終的に僅差でユーゴ案が採択された。

また、事前会合の公式討議において特徴的な発言があったので言及しておきたい。会合冒頭の公式討議において、アルジェリアは「人民自決権はユス・コーゲンスであり、これらの行使を妨げるいかなる行為も違法」という発言を行い、これに対しモロッコは答弁権を行使する事態となった。実際に自決権が強行規範であるかどうかは議題設定日時である1975年はおろか現代でも議論が分かれる。結局この発言はその後の議場においてモロッコ側が対立陣営を崩しにかかる切り札として使われただけでなく、会議終了後の中長期的な視点で見た際にも自国にとってネックとなるような言及となった。

<採択された論点 TT とその説明（原文ママ）>

<p>【論点】 大論点 1 西サハラに関するこれまでの国際法文書の内容確認 小論点 1-1 国連決議等 小論点 1-2 各協定や宣言</p>
--

小論点 1-3 ICJ 勧告的意見

小論点 1-4 西サハラの領土主権の所在

大論点 2 西サハラにおける自決権の行使について

小論点 3-1 西サハラにおける自決権の行使主体

小論点 3-2 西サハラにおける自決権の行使手法

小論点 3-3 西サハラの自決権行使のための施政国の責任

小論点 3-4 西サハラの自決権行使のための国連の責任

【各論点についての解説】

・大論点 1 において、現状西サハラについてどういった内容の国際法文書が出されているかという前提を確認します。またそれらの扱いについては議論の停滞を防止するため、深く議論いたしません。これは議長裁量にて議論が停滞した場合に切り上げてもらうこととします。理由としては、恐らく収束することのない議論になるので、インフォーマルにおいてはあくまで争点の確認として、その場で妥結せずとも時間制限によって論点移行を行います。

・大論点 2 において、西サハラにおける自決権について議論を行い、さらに西サハラの自決権行使のために、施政国並びに国連が今後行っていくべき適切な措置について議論いたします。

【会議の進行方法】

・上記に記されている通り、大論点 1 に関してはあくまで争点の確認となりますので、主張→反論といった一往復で議論を行います。大論点 1 の強制的論点移行までの時間制限は 11:50 とします。

・大論点 2 においては、今後のサハラの地位に関する重要な議論が行われることが想定されるため、時間いっぱいまで議論します。

・議論が制限時間よりも早めに終了した場合の論点移行については、議長の指示の下、臨機応変に行うものとする。

・TT (略)

事前会合で採択された論点 TT 案はいくつかの問題を孕んでおり、実際に本会合の議論にも影響することとなった。以下にその問題点を記す。

・論点説明について

論点の説明が小論点毎ではなく大論点毎に書かれていた。各議論において何を話しているのかが明確になっておらず、デリ間で認識の齟齬が発生していた。

・大論点と小論点の内容の齟齬について

大論点1での「国際法文書の確認」というタイトルと小論点で話し合われるであろう内容との食い違いがあった。国際法文書とは何か？なぜこのように記述したのか？といった点が曖昧であったために実質議論冒頭に討議内容で揉めることとなった。そして、ユーゴ含めるアルジェ側が出した論点 TT が結果として自陣営の首を絞めている格好となった。

・議論想定について

論点を設定する段階での議論想定に精度に疑問が残った。想定される争点の洗い出しがしやすい論点とそうではない論点が存在していた。

2-2. 本会合（インフォーマル）

次に、本会合でなされた実質議論について追っていきたい。インフォーマルにおいては全体的にモロッコ側が優勢に立った状態で議論が終了した。以下大論点毎に特筆すべき事項を記述する。なお、事前交渉においてアルジェリア側が DR を作成しており、ガーナが本会合冒頭に提出した。

・大論点1

まず、小論点1において国際法文書の該当範囲を巡る解釈論争が発生した。総会決議や事務総長報告などを持ち出す主張に対して懸念が飛んだが、こういった内容を議論の俎上に載せるか否かの手続き投票を行った結果、討議内容として含める形で決着した。この論点においては主張の確認とその明確化にとどまった。

小論点2では、モロッコ側からはマドリード協定、アルジェリア側からはゲルタ宣言を議論の俎上に挙げるべきとの主張が見られた。アルジェリア側の主張に対し、ゲルタ宣言を国際法文書として議論の俎上に載せる法的根拠を求める懸念が飛んだ。この懸念は結果としてゲルタ宣言は法的性格を有さないという発言を招いてしまうこととなり、アルジェリア側は自らが作成した論点で首を絞める形となった。

小論点3においては主に ICJ の勧告的意見に関する内容の不十分性に関して議論がなされた。イラクやモロッコは ICJ の勧告的意見ではイスラーム法的判断軸が抜けていると主張したのに対し、USSR は ICJ 規程 38 条などを根拠に勧告的意見にイスラーム法的判断軸を重ねて解釈することへの疑義を呈した。

小論点4に関しては論点移行の設定上議論がなされなかった。

・大論点2

小論点1では、スペイン領サハラにおける自決権の行使主体についての議論がなされた。多少混乱があったものの、主張は大きく3つに分類された。

・自決権の行使主体の分類

①ソ連：宗教民族をある程度共有しているが、その上で国民、一体化した集団であるという認識を持っている状態。→実質的に西サハラ住民－他からの移民＋難民を指している。

②GHA/ETH/LYB：西サハラ（に由来する）人民

③MDG/DZA/POL/MAR/ESP/US：西サハラに住む住民

①の主張は②を抽象的にまとめたものであり、そこまでアルジェリア側に加担できない（モロッコからリン鉱石を多く輸入している）この国が主張できるぎりぎりのラインを突く非常に精緻なものであった。

ガーナなどが主張した②は、スタンスとしての主張の方向性は正しかったものの「西サハラに由来する人民」とはなにか、モロッコ側に追及される形となっていた。

③に関しては、本来想定していたモロッコ側の国だけでなくアルジェリアなどの国も同様の主張を展開していた。本来アルジェリア側の国々は①あるいは②の主張を展開しなければならないが（西サハラの解放を目指すポリサリオ戦線はアルジェリアのティンドゥフを拠点としている）、その事実を省みないばかりか自陣営内で対立するという構造を生み出すことにもつながった。また、この論点においては主体の範囲に関する議論に終始し、主体の本質としてサハラ人の定義に関する議論はなされなかった。

小論点 2 でなされた自決権の行使形態の議論は、結果的に両陣営の痛み分けという形で議論が終了した。自決権の行使形態として住民投票を推したアルジェリア側の主張に対しては、住民投票が自決権の行使手法としてどのような法的根拠に基づいているかが不明確であるという懸念が飛んだ。一方のモロッコ側に関しても、論点として想定されているレイヤーと異なる主張や飛んできた懸念に全て反駁できていない事態が見られた。

小論点 3 は、スペインとアルジェリア側陣営の水掛け論に終始し、小論点 4 に関しては、国連による住民投票の監督をアルジェリア側が主張した。この論点に関してスペインが介入のし過ぎを懸念したものの、合理性の観点ではアルジェリア側に軍配が上がる結果となった。

2-2. コーカス

コーカスは DR 提出〆切である 15 時半を境に趨勢が大きく変化した。15 時半まではアルジェリア側は AM の文言を調整し、中間国との交渉よりも自陣営内の浮動票を固めることを優先した。一方のモロッコ側は自陣営寄りの DR の作成を行いつつ、投票延期動議の可決を目指して陣営を超えた交渉を行っており、結果として延期動議が僅差で可決される状態まで持っていくことに成功した。

この交渉が続く中で、提出国として予定されていたスペインが〆切までに DR を提出できない事態が発生した。（詳細は割愛）2 分遅れでスペインが提出したものの、フロントとしては時間厳守の観点からこの DR を棄却し、結果的に 15 時半になって議場の趨勢が大きく

変わることとなった。

これを踏まえてモロッコ側の DR が棄却された後の交渉の変遷を記述する。アルジェリア側は AM の最終チェックとディレクチェックを行ったうえで AM を提出し、ゲルタ宣言と国際法の関係性の WP を執筆していた。全体的に自陣営内で固まっている印象を受けた。モロッコ側は自陣営の DR の棄却を受けてモロッコ及びモーリタニアが採択フェーズ自体に退席する国々をかき集めると同時に、中間国や対立陣営などにも入り込んで投票行動を動かす努力を行っていた。

2-3. 公式討議

公式討議も今回の議場では趨勢を分ける大きなポイントの一つであったのでここで記述する。結果的にスピーチは隙が無いスピーチとポイントの応酬が行われるスピーチに二分された。特に上述した「自決権はユス・コーゲンス」発言に関しては、後の公式討議で撤回されたものの議場並びに今後の趨勢においてアルジェ側が不利に立つ結果を招いた。

また、今回の会議では援護射撃を含む鋭い PoI やそれらに基づくスピーチ移譲など公式討議を戦略として効果的に活用する国もいくつか見られた。一方で答えることを選択して鋭い質問に困惑してしまうデリもいた。

2-4. 成果文書の評価

成果文書として提出された AM に関しては史実の決議 3458[A]と大差ない内容となった。(フロントが提供した資料の訳に基づいたものであった。⁴⁾ 以下特徴を箇条書き形式として記述する。

- ・植民地独立付与宣言だけでなく、友好関係原則宣言に関しても想起された。
- ・主文 8, 9, 11 が監視→監督という表現に置き換わることで文言の強度が一段階落ちた。
- ・サハラ人の定義があまり議論されなかったため、自決権の行使主体について

「同地域に由来し、同地域に対し実効的かつ最も密接な連関を有するすべてのサハラの人々」という文言となった。

・最初に提出された DR からあまり変わっていない。議論の結果が反映されたのかどうかについては疑義が呈される結果となった。

<採択された成果文書>

Question of Spanish Sahara

国連総会 (*The General Assembly*) は、

⁴ 浦野起央 (1985 年) 「西サハラの民族自決」『政経研究』21 巻 3 号、日本大学法学会

スペイン領（西）サハラの問題を検討し(Having considered),

植民地国および諸人民に対する独立付与に関する宣言を盛った 1960 年 12 月 14 日の総会決議 1514 (XV) 並びに、「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言」を盛った 1970 年 10 月 24 日に採択された国際連合総会決議 2625(XXV)を想起し(Recalling),

さらに、スペイン領サハラ問題に関する 1965 年 12 月 16 日のその決議 2072 (XX)、1966 年 12 月 20 日の決議 2229 (XXI)、1967 年 12 月 19 日の決議 2354 (XXII)、1968 年 12 月 18 日の決議 2428 (XXIII)、1969 年 12 月 16 日の決議 2591 (XXIV)、1970 年 12 月 14 日の決議 2711 (XXV)、1973 年 12 月 14 日の決議 3162 (XXVIII) 及び 1974 年 12 月 13 日の 3292 (XXIX) を想起し(Recalling),

さらに、1974 年 12 月 13 日の総会決議 3292 (XXIX) により、国際司法裁判所に対し勧告的意見を要請し、そして、同地域に使節団を送ることなどを含め、同地域における事態を検討しておくよう植民地諸国・諸人民に対する独立付与宣言の履行状況に関する特別委員会に推奨することが決定されたことを想起し(Recalling),

決議 3292 (XXIX) の第 3 項において、総会が、国際司法裁判所によって出される勧告的意見に照らして、最上の可能な条件の下で決議 1514 (XV) に従い、同地域における非植民地化の過程を促進するためにとる政策について総会の決定するまで、スペイン領サハラにおいて実施が予想される住民投票を延期するよう施政国に推奨したことに注意し(Noting),

決議 3292 (XXIX) に盛られた、総会による要請に応じて、1975 年 10 月 16 日に国際司法裁判所によって下された勧告的意見を検討し(Having considered),

スペイン領サハラ地域に関する特別委員会報告の関連の章を検討し(Having considered),

また、1975 年 5 月と 6 月にスペイン、同地域、モロッコ、アルジェリア、及びモーリタニアを首尾よく訪れたスペイン領サハラへの国連使節団の報告書を検討し(Having also considered),

施政国、モロッコ、モーリタニア、及びアルジェリア政府の声明を聞き入れ(Having heard),

また、請願者の陳述を聞き入れ(Having also heard),

西サハラの状態に関する 1975 年 10 月 22 日の安全保障理事会決議 377 (1975)、1975 年 11 月 2 日の 379 (1975)、及び 1975 年 11 月 6 日の 380 (1975) を想起し(Recalling),

西サハラの状態に関する安全保障理事会決議 377 (1975)、379 (1975) に従い、事務総長によって用意された報告を考慮し(considering),

1 総会決議 1514 (XV) に従い、スペイン領サハラにおける、同地域に由来し、同地域に対し実効的かつ最も密接な連関を有するすべてのサハラの人々の自決に対する本源的権利を再確認する(Reaffirms);

2 人民の自決の原則を遵守し、かつ関連する国連決議に従い、スペイン領サハラにおける同地域に由来し、同地域に対し実効的かつ最も密接な連関を有するすべてのサハラの人々に、彼らの意志を自由にかつ真に表明することを保証しかつ認めることの枠内で、その原則の適用を見守るとの関心を再確認する(Reaffirms);

3 同地域の非植民地化及びスペイン領サハラにおける同地域に由来し、同地域に対し実効的かつ最も密接な連関を有するすべてのサハラの人々の希望の自由なる表明の保証に関する施政国と国際連合の責任につき、再確認する(Reaffirms);

4 西サハラに関する国際司法裁判所の勧告的意見を、感謝をもって、留意する(Takes note);

5 1975 年のスペイン領サハラへの国連使節団の報告を、満足をもって、留意する(Takes note);

6 同地域に由来し、同地域に対し実効的かつ最も密接な連関を有するすべてのサハラ人(サハラ人民)が、その将来を、決議 1514 (XV) に従

い、完全なる自由と平和と安全のもとで決定するのを可能ならしめる措置をとるべきである、との結論を是認する (Endorses);

7 スペイン政府、並びにモロッコ、アルジェリア、及びモーリタニア政府が使節団に与えられた協力と援助に対し、これら政府に感謝を表す (Expresses its thanks);

8 スペイン政府に対し、施政国として、使節団の観察及び結論並びに国際司法裁判所の勧告的意見に従い、同地域に由来し、同地域に対し実効的かつ最も密接な連関を有するすべてのサハラの人々が、国際連合の監督下に、彼らの本源的自決権を十分かつ自由に行使しうるために、すべての当事者及び関係利害国と協議して、あらゆる必要な措置を直ちにとるよう、要請する (Requests);

9 事務総長に対し、施政権力としてのスペイン政府及び植民地諸国・諸人民に対する独立宣言の履行状況に関する特別委員会と協議して、前掲の第八項に言及した自決行為の監督に対する必要な取決めをなすよう、要請する (Requests);

10 すべての当事者及び関係利害国に対し、同地域に関する総会の決定以外にいかなる一方的又はその他の行動を差し控え、そして思い止めるよう、要請する (Urges);

11 特別委員会に対し、本決議の履行を監督し、そして問題を第 31 会期の総会に報告するよう、要請する (Requests).

2-5. 投票行動並びに史実後の情勢変化

最終的にアルジェリア側の AM のみが提出され、投票行動は Y15, N1 (ISR) , A5 (EGY, FRA, SEN, TUN, UK) , 退席 5 (IRQ, MRT, MAR, ESP, USA) というかなり特殊な結果となった。特に国連決議では類を見ないアメリカと施政国のスペインも退席したことで、アメリカとスペインが強い不満を表した決議にどれほどの有効性があるのかについて疑義が呈される結果となった。

会議の帰結を踏まえて史実後の情勢を予測してみたい。採択された決議の実効性を薄める結果は、モロッコとモーリタニアがこの決議の不当性を叫びながら西サハラを強行的に分割する未来を予感させる。結果的に中長期的に見ればモロッコ及びモーリタニアが国益

をもぎ取ることに成功したと言えるだろう。

3. 会議総括・課題

今回の会議では、新メンからも積極的な発言が多く見られる会議だったと言えるだろう。多くの参加国が議題を注視していることを示す会議になっただけでなく、コンセプトとして掲げた「自分の理想像の追求」を多くの参加者が追い求めてくれたことは会議監督として非常にうれしかった。一方で、コンセプトを意識した結果、自国のプレゼンスを追い求め、独りよがりな行動を取ってしまったデリもいくつか見受けられた。プレゼンスとは何か、どのように行動すればイニシアチブを取れるのかを再考する機会となったとも考えている。

フロントとしてもいくつかの課題が見られた。会議設計として設定した手続きや既定のフローについて明確化がなされていなかったために議場における混乱を招いてしまった。また、フロントがDRを棄却したことを上述したが、ここに関しては議論や議場の趨勢を鑑みてフロントの決定がどのように議場に影響するかという予測が足りていなかったように思う。総括すれば、議論分岐とフロントの意思決定の影響について事前の段階で詰める必要性を痛感する会議となった。

最後に、この会議に関わってくれた全ての方に感謝の意を表明する。

早稲田研究会後期会議『国際刑事裁判所設立に関するローマ規程検討会議』

会議監督：出口 啓貴

1. 会議概要・目的

議題：国際刑事裁判所設立に関するローマ規程の検討

議場：国際刑事裁判所に関するローマ規程第8回締約国会議（事前会合）

国際刑事裁判所設立に関するローマ規程検討会議（本会合）

コンセプト：Turning Point-ことなる場所-

会議設定

この会議は2010年に行われた、ICC規程検討会議（以下カンバラ会議）及びそれに向けた準備会合的な立ち位置として行われた、ICC規程第8回締約国会議を模擬したものである。会議当日は後者を事前会合の議場に、前者を本会合の議場と設定して会議を行った。本議題を扱った先例会議としては2011年四ツ谷研究会後期会議、2020年京都研究会後期会議、同年の北陸大会があげられる。会議設計としては四ツ谷研究会の会議が最も近い。参加国はオブザーバー5カ国、締約国23カ国の計28カ国で行った。会議参加者は新メン24名、旧メン8名、老メン8名、神メン5名、計45名となった。また合計15名という数多くの他研究会からの参加者を迎えた。

1998年のローマ規程の採択以来初めてとなる検討会議であり、史実においては侵略犯罪に対する裁判所の管轄権行使の要件についてが主要な争点となった。今回の後期会議では史実においては第8回締約国会議の結果カンバラ会議では扱われないこととなった複数の改正案をカンバラ会議においてどのように扱うかを事前会合で決定し、そこでカンバラ会議で扱うと決定した改正案を基に本会合では議論を行った。

目的

この会議の目的は主として次の二点に集約されるといえる①国際刑事法を中心に国際法の基本的知識の取得②デリが今持つ力を出し切ることである。前者に関してはここ最近早稲田研究会では現代の国際法分野を会議議題として扱っていなかったことから、基本的なところを含めて研究会全体として国際法の知識が不足している可能性を危惧して目的とした。後者に関しては特に上級生デリが今までの経験を下級生デリに対して会議行動を通して伝え、次の世代へとその知識や技術を伝承すること、下級生デリは全力でぶつかって跳ね返される経験をする事でさらなるレベルアップを図ることが目的であった。

論点

1 侵略犯罪の定義

- 2 侵略犯罪に対する管轄権行使要件
- 3 124 条の改正
- 4 規定の改正要件
- 5 管轄犯罪の拡大

※ただし事前会合の結果による

論点としては上記の五点を設定した。しかし事前会合の結果次第では論点数が変わる可能性があった（主に 3,5 においては減る可能性があった）。

2. 会議の経過、成果文書について

事前会合

事前会合においてはアフリカ陣営対西側陣営という対立構造で会議全体が進んだ。また自国の改正案を持つ国々による票取引の交渉が活発に行われた。改正案の扱いを決める議論がメインとなり TT 案に関する議論は事前会合のラスト 10 分以外においてはそこまで活発には行われなかった。結果として改正案に関しては史実でもカンパラ会議扱われたリヒテンシュタイン案（侵略犯罪）、ベルギー案（戦争犯罪）124 条改正案に加え、オランダ案（戦争犯罪）が本会合において扱われることが決定した。一方で AU 案、トリニダード・トバゴ案に関しては第 9 回締約国会議へと議論が先延ばしになることが決定し、核兵器の使用および威嚇を戦争犯罪に加えるよう提案していたメキシコ案はアメリカによる廃案提案の結果、西側諸国の廃案支持によって廃案となった。各提案投票結果に関しては下記の表を参照。（オブザーバーは投票なし）

	リヒテンシュタイン	124 ベル	オランダ	メキシコ	T&T	AU	メキシコ廃案
Argentina	Y	Y	Y	N	N	N	A
Belgium	Y	Y	Y	Y	N	N	Y
Botswana	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N
Brazil	Y	Y	Y	A	A	N	A
Canada	Y	Y	Y	N	N	N	Y
DR Congo	Y	Y	N	Y	Y	Y	N
France	Y	Y	Y	N	N	N	Y
Germany	Y	Y	Y	A	N	N	Y
Japan	Y	Y	A	N	N	N	Y
Jordan	Y	Y	A	Y	A	Y	A
Kenya	Y	Y	N	Y	Y	Y	N
Liechtenstein	Y	Y	Y	A	A	N	N
Mexico	Y	Y	Y	A	Y	Y	N
Netherlands	Y	Y	Y	Y	N	A	Y
Norway	Y	Y	Y	A	N	N	Y
Republic of Korea	Y	Y	A	A	N	N	Y
Slovenia	Y	Y	Y	N	N	N	Y
South Africa	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N
Switzerland	Y	Y	Y	A	A	N	A
Trinidad and Tobago	Y	Y	A	N	Y	A	N
Uganda	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N
United Kingdom	Y	Y	Y	N	N	N	Y

TT 論点案に関しては西側諸国が主として作成をし、事前会合終盤にアフリカ諸国がやや修正提案をしたものがコンセンサスで採択された。事前会合後にフロントによる微修正加えた。（最終盤は下記の通り）

大論点 1	侵略犯罪について
中論点 1	侵略犯罪の性質について
小論点 1	「侵略行為(Act of aggression)」はどういった行為を指すか
小論点 2	「侵略行為」はいかに個人に帰属し「侵略犯罪(Crime of aggression)」を構成するか
中論点 2	侵略犯罪に対する管轄権及び管轄権の行使について
小論点 1	安全保障理事会以外の侵略行為の認定主体を認めるか
小論点 2	侵略犯罪への管轄権行使にあたって安保理の認定は必要か
小論点 3	侵略犯罪の管轄権行使にあたって合意の必要な国について
中論点 3	改正要件
小論点 1	4 項 5 項どちらを用いるか
大論点 2	124 条改正案について
小論点 1	124 条は必要か否か
大論点 3	ベルギー改正案について
小論点 1	改正案①について
小論点 2	改正案②について
小論点 3	改正案③について
大論点 4	オランダ改正案について

本会合

大論点 1 においては侵略犯罪の定義においてリヒテンシュタイン案における定義を支持する多くの国と、それに対してより厳格な定義を求めるアメリカ、ロシアとの対立が発生した。

大論点 2 の小論点 1, 2 においては、侵略犯罪に対する裁判所の管轄権行使において安保理の侵略行為の事前認定が必要か否かが主な争点であった。これに対して安保理の権限を支持する P5 とそれに対抗する南米やアフリカ諸国イランとの間で活発な議論が行われた。また安保理が機能不全に陥った際にその権限を総会や ICJ、ICC の予審裁判部が代行できるかについても議論がなされた。結果的に安保理が侵略の認定に関して”Primary”な責任を負っていることに関しては合意が得られたものの、それ以外の点において合意は見られなかった。

大論点 2 の小論点 3 においては、侵略犯罪に対する裁判所の管轄権行使の前提条件に関する議論が行われた。ドイツとベルギーが普遍的管轄権を裁判所が持つということを中心としたほか、主に被疑者国籍国の合意が事前に必要か否かが争点として存在した。この論点においては安保理の強制的管轄権に関しては合意を得られたものの他の点に関しての合意はなかった。この合意に関してはアフリカの最右翼であるケニアや南アにとっては今後の展開を考えれば苦しいものとなった可能性はある。

大論点 3 に関しては、論点名のとおり本会議の帰結に伴う ICC 規程の改正において規定 121 条 4 項を用いて改正するか、同条 5 項を用いて改正を行うのかについて議論が交わされた。4 項派がブラジルの孤軍奮闘となっ てしまい非常に苦しくなっ てしまった印象であるが、苦しい中でもブラジル大使の粘りが見られた。結果的にこの論点に関しての合意点は見られず終わった。

大論点 4, 5 に関してはインフォーマルでの議論はなされずコーカスへと回されることとなった。

インフォーマル中の裏交渉ではアルゼンチンを中心に WP の作成が行われていた。WP の内容は安保理が機能不全の場合に ICC の予審裁判部が侵略犯罪の認定を行うことを支持するというものであった。南米諸国、アフリカ諸国を中心に多くの連名国を集めたものの、提出直後のフランスのスピーチで P5 に糾弾されるなど P5 側の反発を招いてしまった。またこの WP 作成のためにインフォーマルがおざなりになっていた感は否めず、結果としてこの WP 作成は評価が難しくなっ たといえる。

コーカスにおいてはスイス、ドイツ、日本、カナダがコーカス TT 案を作成しそれに則り交渉が行われた。自由交渉→分科会交渉→自由交渉→全体交渉の順で交渉が行われた。全体を通して P5 の結末が目立っ たのに対して、対 P5 として共通点の多いドイツ、スイスといった非 P5 の西側諸国、南米諸国、アフリカ諸国に関しては陣営間の連携が十分にとることが出来なかつ た印象である。特に南米諸国と非 P5 西側諸国間の連携不足は会議全体として P5 優位に展開した一因だっ たいえそうである。またベルギー、オランダといった自国改正案を持つ国は自国改正案に絡む交渉をする時間も多く、侵略犯罪に関する交渉にそこまで時間を割けていなかつ た印象がある。

コーカス終盤にかけてドイツ、スイスと P5 諸国の間で落としどころの案が作成されたものの、最終盤でウガンダと P5 の間で妥協が成立した。しかし後者の案が P5 にかなり譲歩したものであつ たことからドイツ、スイス等とのすり合わせが叶わず DR は二本提出されることとなった。

成果文書と投票結果

DR

DR.1 ベルギー案第一提案の内容→コンセンサス

DR.2 侵略犯罪に関するもの(by ドイツ、スイス)→否決

DR.3 侵略犯罪に関するもの(by 日本、カナダ)→コンセンサス

DR.4 オランダ案の議論推進→コンセンサス

DR.2 と DR.3 の相違点はほぼないと言っ ていい。侵略犯罪に対するオプトアウト条項について DR.3 のほうがややオプトアウト宣言のハードルが低くなっ ている点が相違点といえる。双方ともに史実と内容としては相違ないものの、侵略犯罪を裁判所が認定するにあたって総会決議を考慮することが明記された点は史実との違いとして特筆すべきといえる。しかしオプトアウト条項に関して安保理がそれを無効化するこ

とが出来る点や、実質的に P5 諸国には裁判所の管轄権を行使することが不可能である点、改正要件が 121 条 5 項に基づくものとなったことなど全体的に P5 諸国に有利な内容になったといえる。

WP (特筆すべきもののみ)

WP.3→前述のアルゼンチンのもの

WP.4→124 条削除を支持するもの

WP.4 の連名国にフランスやイギリスが名を連ねたことは評価に値する一方で DR を提出して本会議での 124 条削除を達成する選択肢も現実的であったのではないかといえる。

3. 会議総括・課題

会議全体として非常にレベルの高いものであったといえる。特にインフォーマルにおいては、幾多の判例、条約法条約、国連憲章などをロジックとして高いレベルで使いこなす主張がなされ、議事録を読むだけでかなりの勉強になるものとなった。またコーカスにおいても各国によるぎりぎりの駆け引きが見られると共に、戦略としても P5 によるアンカリング、スイス、ドイツによる分科会方式の提案など学びになるものは多かったといえる。

一方でこの会議を通して研究会会議の限界が垣間見えたと言議監督としては考える。まず議論時間に関して。一部のデリからは議論時間が少なかったという意見があった。事実としてインフォーマルで合意が積み上げられなかった点、コーカスの交渉が特に終盤にかけてかなり急ぎ足になっていたことを考えるともう少し議論時間があってもよかったかもしれないが、当会議は事前会合含めて 20.5 時間(事前会合 4 時間、本会合 16.5 時間)を確保しており、さらに本会合一日目と二日目の間には夜間交渉を許可した(宿泊者は対面交渉許可)。この議論時間は事前会合を通活の時間と異なる時間に行ったこと、参加者の多くが会場に宿泊していたことから実現できたことであり、これ以上の議論時間、交渉時間の確保は研究会会議では現実的ではない。

次にデリのレベルに関して。この会議の会議参加者には 12 月の全日でアワードを受賞した参加者が多く参加していた。(ベスデリ 2 名、アウスタ 2 名を含む) 同時期に各研究会が研究会会議を行っていることを考えると研究会会議で集められるデリのレベルとしてはかなり高いものであったのではないかと会議監督としては考える。

このようにこの会議は研究会会議としては限界に近い議論時間、そして高いレベルのデリによって行われた会議であった。会議監督としてはこの会議は研究会会議においてこの二点における限界を示したように感じる。これを踏まえて、この会議の結果というのは研究会会議における会議のレベルを検討するにあたって一つの試金石となりうるのではないだろうか。

また課題としては下級生デリの多くが準備に対して会議本番でその成果を十分に出せなかったことであろう。会議前のメンターが適切であったか、そもそもそのよう

に上級生デリと下級生デリとの差が露骨に出てしまう議題が研究会会議として適切であるかは検討の余地があるといえる。また論点に関してもやや多くなってしまった可能性があったこと、さらに会議設計上事前会合が複雑なものとなってしまいその結果 TT 論点案の議論が十分に行われなかったことも課題として挙げられる。事前会合に関しては史実を求めた形となったことを考えると史実をどこまで模擬することが出来る、あるいはすべきであるのかについて検討する材料となるのではないか。

最後にこの会議に参加して下さったすべての人々、そしてこの会議を支えてくれたフロント陣に心から感謝申し上げる。

この会議、そしてこの文書が少しでも模擬国連の発展に寄与するのであれば会議監督としては幸いである。